

平成19年2月22日

# 「日本司法書士会連合会の消費者教育への取り組み・地方自治体の多重債務問題への今後の対応について」

日本司法書士会連合会  
理事 境 俊 明

## 1. 司法書士・司法書士会について

### (1) 司法書士

全国で18,648人(平成19年2月1日現在)。

### (2) 司法書士会

47都道府県に合計50(北海道のみ4つの単位会)の司法書士会。

## 2. 日司連の消費者教育への取り組み状況

### (1) 実施方法

高校・中学校・短大・大学・専門学校・養護学校・PTAの会合・老人会等に出張して講義。

対応教科は家庭科・社会科・総合学習・ホームルーム等。

### (2) 実施件数

学校教育に対しては大阪54, 鹿児島51, 愛知41, 兵庫35, 広島31等合計586回(平成17年度)。学校別内訳は高校562回, 中学校10回, 大学6回, 短大・専門学校4回, 養護学校4回。50会中39の司法書士会で実施。

社会人に対してはPTAの会合・老人会等合計39回(平成17年度)。

### (3) 実施内容

主なテーマは契約・悪質商法・割賦販売・金利問題等。

講義方法は寸劇やビデオを交えた講義等。

教材は司法書士会や講師である司法書士が作成したオリジナルテキスト。

## 3. 日司連の消費者教育についての今後の予定

高校生向けDVDの作成。

未実施司法書士会の実施により47都道府県すべてでの実施。

模範教材の作成。

## 4. 国等の消費者教育の今後の取り組みについて

幼児期から成人まで体系的な生涯教育が必要。

例：内閣府国民生活局消費者教育の体系シート

( <http://www.consumer.go.jp/seisaku/cao/shohishakyouiku/kyouikukaigi/file/shiryo6.pdf> )

学校教育のカリキュラムに組み込みこと。

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する衆参両院  
附帯決議 (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/dai1/siryou5.pdf>)

大学においても大学生協等によりクレジットカードを取得・利用するようになるの  
でカリキュラムに組み込み必要がある。

とくに、クレジットカード取得時の入学時の早い時期と社会人となる卒業時。  
教科書には抽象的な記述ではなく、消費者として健全な生活が送れるように具体的  
な記述とすること。

「金利」を例にすれば、単に金利の仕組みを記述するだけでなく、借金をした場  
合の高金利の怖さ等、消費者として注意すべき点まで具体的に記述すること。

教科書以外の教材の適切さを担保すること。

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する衆参両院  
附帯決議 (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/dai1/siryou5.pdf>)

貸金業法案国会審議の際、消費者金融連絡会が企画した消費者教育のビデ  
オが家庭科等の教材として文科省選定を取り問題視されたが、業者の企画では  
高金利による借り入れのリスク等業者にとって不都合なことは説明されず不適  
切。

日司連でDVD教材を作成中。

教員養成課程においてもカリキュラムに組み込みこと。

既存の教員はセミナー受講等で対応。

家庭教育においても消費者教育は必要なので親(保護者)に対する費者教育も必  
要。 PTAに対する消費者教育、親(保護者)子に対する消費者教育

「多重債務問題の解決に資する総合的かつ効果的な消費者教育」を推進するため  
各府省庁の連携協力の強化充実が必要。

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律附則第66条(政府の  
責務)

「政府は、多重債務問題(略)の解決の重要性にかんがみ、関係省庁相互間の  
連携を強化することにより、中略 その他多重債務問題の解決に資する施策  
を総合的かつ効果的に推進するように努めなければならない。」

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/dai1/siryou2.pdf>)

多重債務者対策本部の検討課題(4)金融経済教育の強化

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/dai1/siryou1.pdf>)

関係省庁消費者教育会議

(<http://www.consumer.go.jp/seisaku/cao/shohishakyouiku/kyouikukaigi/index.htm>)

少なくとも金融経済教育については金融庁主導により教材作成等関係府省庁  
の連携強化が必要。

関係府省庁、日司連、日弁連、消費者団体等官民一体となった取り組みが必要。

## 5. 地方自治体の多重債務問題への今後の対応について

### (1) 相談体制の整備

全国各市区町村に多重債務者に対する相談窓口を設置し、相談者が、在住・在勤・在学(以下、「在住等」という。)の市区町村以外の市区町村相談窓口でも相談を受けられるように体制の整備および相互連携を行うべき。

多重債務者対策本部第1回有識者会議資料1 - 5「地方自治体の多重債務者に対する相談窓口設置についての意見」(日司連消費者問題対策本部多重債務問題対策部)

(<http://www.fsa.go.jp/singi/tajusaimu/siryoku/20070129/05.pdf>)

最初の相談員の対応が重要なので金融庁等による「相談マニュアル」の作成必要。

### (2) 各部署の相互連携

市区町村内部の徴収関係部署(地方税・健康保険料・公営住宅賃料等)・福祉事務所(生活保護)等と相談窓口が連携して、埋もれている多重債務者の発見・救済を行うべき。